

一般社団法人日本医学教育評価機構
評価事業基本規則実施細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本医学教育評価機構 評価事業基本規則（以下、「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

第2条 一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業は、医学教育分野別評価基準日本版（以下、「評価基準日本版」という。）に基づいて評価を行うものとする。

2 評価基準日本版は、世界医学教育連盟（WFME）が定めた国際基準を踏まえて機構において作成する。

(改善報告書)

第3条 規則第4条第3項に規定する「改善報告書」（以下、「改善報告書」という。）は、評価チームによって追加審査を行う。

2 前項の評価チームは評価委員会委員長が指名する。

第4条 「改善報告書」の追加審査において、改善の事実が確認され、理事会において「認定」と判定した場合、認定期間である7年間から期限付認定期間を差し引いた残存期間を認定期間とする。

第5条 「改善報告書」の提出がない場合は、「期限付認定」の期間が終了した時点で「不認定」と判定することができる。

(認定証)

第6条 機構は、評価の結果「認定」又は「期限付認定」と判定した医学部等に対して、認定証を交付する。

2 「改善報告書」提出後の追加審査において、「認定」と判定した医学部等に対しても、認定証を交付する。

第2章 総合評価部会

(総合評価部会の権限等)

- 第7条 規則第13条第1号に規定する評価報告書とは、評価チームが実施した医学部等の医学教育分野別評価の報告書をいう。
- 2 総合評価部会は、規則第13条に規定する業務以外に次の権限を有する。
 - (1) 評価委員会から提出された評価報告書(案)の審議。
 - (2) 異議審査委員会から提出された異議審査報告書の審議及び異議申請に対する回答書(案)の作成。
 - (3) 認定(案)の作成。
 - (4) (1)から(3)を理事会に上申。
 - 3 評価報告書(案)、異議申請に対する回答書(案)、認定(案)は、理事会において審議のうえ決定する。
 - 4 規則第13条第2号から第5号に規定する事項については、これを審議・決定し、理事会に報告する。

(部会員の構成)

- 第8条 規則第15条に規定する総合評価部会部会員は、同条に規定する各委員会委員長のほか、学識経験者等を加えることができる。
- 2 学識経験者等は、医学教育分野別評価、医学教育及び医学部等運営にかかわる者及び外部有識者とする。
 - (1) 医学教育分野別評価、医学教育及び医学部等運営にかかわる者については、国立大学にかかわる者2名以上、公立大学にかかわる者1名以上、私立大学にかかわる者2名以上とする。
 - (2) 外部有識者については1名以上2名以内とする。

(議長)

- 第9条 規則第18条第2項に規定する議長が評価対象医学部等と利害関係を有する場合には、副部会長が議長を務める。
- 2 総合評価部会部会長及び副部会長が共に審議対象医学部等と利害関係を有する場合には、総合評価部会部会長が議長を指名する。

(審議手順)

- 第10条 総合評価部会における評価報告書、異議審査報告書及び認定の判定にかかわる審議・判定手続きは、次の手順により行うものとする。
- (1) 評価委員会委員長による評価報告書(案)の説明。
 - (2) 異議審査委員会委員長による異議申請の有無及び内容の説明
 - (3) 異議審査委員会委員長による異議審査報告書の説明

- (4) 異議申請に対する事実確認等
- (5) 異議申請をふまえて、各下位領域の評価判定の適否について審議
- (6) 評価報告書（最終版）の審議及び異議申請に対する回答書（案）の審議
- (7) 認定の判定

第11条 異議審査報告書における事実関係の内容を確認するための資料は、既に当該医学部等が提出している自己点検評価報告書、根拠資料、追加資料及び実地調査における会議録等とする。

- 2 総合評価部会は、必要に応じて当該医学部長等からヒアリングを行い、または当該大学に対して実地検証を行うことができる。

第3章 評価委員会

（評価報告書）

第12条 評価チームの主査は、実地調査終了後1ヶ月以内に評価報告書（原案）を作成し評価委員会委員長に提出するものとする。

- 2 評価報告書（原案）には、評価基準に「適合」、「部分的適合」、「不適合」の判定を明記しなければならない。

（評価報告書（原案）の審議）

第13条 評価委員会委員長は、評価報告書（原案）の審議に当たり、当該評価チームの主査を出席させ、内容を説明させるものとする。

（評価報告書の作成）

第14条 評価委員会委員長は、評価委員会における審議の結果を踏まえて評価報告書を作成し、当該医学部等に意見を求めるものとする。

（委員の構成）

第15条 規則第25条に規定する評価委員会の構成は、次の区分により選出した者とする。

- (1) 医学教育分野別評価の専門的知識を有する者で評価委員会委員長が推薦する者。
 - (2) 医学教育及び医学部等運営にかかわる者で、北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中四国、九州の各地域区分により選出した者。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、その区分に応じて委員を選出するものとする。
 - 3 第1項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 評価委員会委員は、その所属する医学部等の評価報告書（案）の審議に加わることができない。

第4章 評価員

（評価員）

第17条 規則第32条に規定する評価員には、医学部長等から推薦され、理事会において評価員として選任された者を含む。

（評価員名簿）

第18条 規則第34条に規定する評価員名簿は、事務局において管理するものとする。

（評価チームの編成）

第19条 規則第35条に規定する評価チームの編成にあたっては、経験・実績等を考慮してバランスのとれたチーム編成としなければならない。

（主査・副査の選考）

第20条 規則第37条に規定する主査及び副査の選考は、評価委員会において別に定める選考基準に基づいて行うものとする。

第5章 基準・要項検討委員会

（評価基準）

第21条 規則第41条第1号に規定する評価基準とは、世界医学教育連盟（WFME）が公表している最新の医学教育分野別評価基準を踏まえ、基準・要項検討委員会において作成する評価基準日本版をいう。

（評価基準の作成及び決定に至る手順）

第22条 評価基準日本版を改正する場合は、次の手順で行うものとする。

- （1）基準・要項検討委員会において改正案を作成する。
- （2）理事会において審議のうえ承認を得る。
- （3）必要に応じて機構ホームページに掲載してパブリックコメントを募集のうえ修正する。
- （4）社員総会において審議のうえ承認を得て決定する。

（その他のマニュアル等）

第23条 次のマニュアル等の作成及び改正については、基準・要項検討委員会において

決定後運用するものとする。

- (1) 自己点検評価報告書フォーマット
- (2) 医学教育分野別評価 評価員の手引き
- (3) 医学教育分野別評価 受審要項

第6章 異議審査委員会

(異議申請)

第24条 医学部等は、判定及び判定の基礎となる事柄に事実誤認等がある場合は、理事長に対し異議申請を行うことができる。

- 2 異議申請は、評価報告書又は認定結果通知書を受領してから1ヶ月以内に行わなければならない。
- 3 異議申請は、申請内容及び根拠理由を記載した書面により行うものとする。
- 4 異議申請は、第1項に規定する事実誤認の根拠となる資料を付して行なわなければならない。

(審査結果報告)

第25条 規則第51条第1項に規定する審査結果の報告は、「異議審査報告書」をもって行うものとする。

(異議申請にかかわる審議手続き)

第26条 異議審査委員会における異議申請にかかわる審議の手続きは、第10条及び第11条の規定を準用する。

(委員会)

第27条 異議審査委員会委員が、異議申請を行った医学部を担当した評価チームの評価員である場合は、異議審査委員会に出席できない。

- 2 異議審査委員会委員長が前項により異議審査委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を務めるものとする。
- 3 この条文の適用により、異議審査の実施が困難と判断される場合、総合評価部会部会長は委員の追加を理事会に申請することができる。この場合、追加した委員の任期は選任の日より2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(ヒアリングの実施)

第28条 異議審査委員会委員長は、必要に応じ異議申請を行った医学部長等からヒアリングを行い、または当該大学に対して実地検証を行うことができる。

- 2 異議審査委員会委員長は、異議申請した医学部等の評価チームの主査に出席

を求め、ヒアリングを行うことができる。

- 3 異議審査委員会委員長は、異議申請書の該当部分が、評価委員会において修正された評価報告書（案）の該当部分である場合は、評価委員会委員長に出席を求め、ヒアリングを行うことができる。

第7章 評価者研修委員会

（研修の企画）

第29条 規則第63条第1号に規定する研修は、年1～2回実施するものとする。

（研修の講師）

第30条 規則第63条第2号に規定する研修の講師は、評価者研修委員会委員及び学識経験者が行うものとする。

（受講者）

第31条 研修の受講者は、理事会において評価員として選任された者とする。

（研修修了者名簿）

第32条 規則第63条第3号に規定する、研修修了者名簿は事務局において管理するものとする。

附 則

この細則は、平成28年10月28日から施行する。

この改正細則は、平成29年3月27日から施行する。